

茨城県河川愛護事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県が管理する河川におけるボランティア活動団体を支援し、地域における親水意識の向上等を目的に、必要な事項を定めるものとする。

(事業申請)

第2条 支援を受けようとする者は、当該河川を管理する土木事務所、工事事務所又は工務所の長（以下「所長」という。）へ、事業登録届を提出するものとする。

2 所長は、以下の各号を満たす場合に事業登録届を受理し、内容を審査の上、事業団体として登録する。

- (1) 原則として除草を中心とした活動を行う団体であること。ただし、社会秩序を乱すと考えられる団体等を除く。
- (2) 原則として、活動計画延長がおおむね100メートル以上であること。
- (3) 活動が河川管理の支障をきたす恐れのないこと。
- (4) 活動が本事業の目的を妨げる恐れのないこと。

3 所長は、事業団体登録名簿を作成し、登録した事業団体の管理を行うものとする。

(活動期間)

第3条 活動は原則として1年毎とし、その後の更新は妨げない。なお実施期間終了時まで第7条及び第8条に定める手続がない場合は、さらに1年間活動が更新されるものとし、以後も同様とする。

(団体への支援)

第4条 所長は、希望する団体に対して、予算の範囲内において次の各号に掲げる活動の支援を行うものとする。

- (1) 所長は団体の活動に必要な用具等を支給または貸与する。
- (2) 所長は、希望する団体の保険への加入費用を負担する。

(活動予定及び活動状況の報告)

第5条 団体は、毎年度所長が指定する日までに年間の活動計画を作成し、所長に提出するものとする。

2 団体は、清掃活動終了後30日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書により所長に活動状況を報告するものとする。

(変更の届出)

第6条 団体は、登録内容に変更があったときは、所長に登録内容変更届を提出するものとする。

(団体からの登録の取消)

第7条 登録の取り消しを希望する団体は、所長に登録辞退届を提出するものとする。

2 登録辞退届を受理した所長は、当該団体の登録を取り消すものとする。

(所長による登録の取消)

第8条 所長は、前条のほか、次の各号に定める場合に団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 団体の活動が本要項の趣旨に反していると認められるとき。
- (2) 団体が河川管理上支障をきたす行為や各種法令に違反する行為をしたものと認められるとき。

(安全の確保等)

第9条 活動の実施にあたっての安全対策等については、団体において責任をもって行うこととする。

(発展性の検討)

第10条 所長は、団体と意見交換を行う場を設けるなどして、当該制度の改善について検討する。

(その他について)

第11条 その他活動にあたり、本書に定めのない事項については、団体と所長が協議のうえ決定するものとする。

付 則

この要項は、令和元年6月1日から施行する。